

特定複合観光施設区域整備の事業可能性の検討に係る 事業者対応に関する指針

1 目的

愛知県では、中部国際空港及びその周辺エリアにおいて、「MICE を核とした国際観光都市」の実現を目指し、調査研究を進めている。

今般、特定複合観光施設区域整備法（平成 30 年法律第 80 号）に基づき、特定複合観光施設区域整備の事業実現の可能性について調査を進める上で、これに係る事業者への対応に当たり、公平性、公正性及び透明性を確保するため、以下のとおり指針を定める。

2 定義

- (1) 「担当職員」とは、統合型リゾート（IR）の事業可能性の検討に係る業務に携わる政策企画局の職員をいう。
- (2) 「知事等」とは、知事及び副知事をいう。
- (3) 「事業者」とは、IR 事業を行おうとする者、カジノ関連機器等製造業等を行おうとする者等をいう。
- (4) 「面談」とは、事業者から質問や意見、提案等を受けるために面会して直接話をするをいう。
ただし、短時間の挨拶等の面会については、この限りではない。

3 事業者への対応における指針

- (1) 知事等及び担当職員が事業者と面談を行う場合は、原則として下記のとおり取り扱う。
 - ア 面談を実施する場合は、事前に日時、場所等を設定する。なお、面談場所については庁舎内など県が用意するものとする。
 - イ 面談は、2 名以上で対応する。
 - ウ 面談実施後は、速やかに記録を作成し、上司へ報告する。また、記録は、特定複合観光施設区域整備法第 9 条第 10 項の期間を定める政令（令和 2 年政令第 365 号）に基づき、令和 9 年 5 月 6 日から同年 11 月 5 日までの期間に提出された区域整備計画の認定の日から起算して 10 年を経過した日の属する年度の末日まで保存する。
- (2) 特定の事業者を優遇しているとの疑いが生じないよう、面談は公平性、公正性及び透明性の確保の観点から、時間設定や頻度等について留意することとする。
- (3) 知事等及び担当職員は、特定の事業者に有利になるような情報は提供しないこととする。
- (4) 事業者との電話、メール及び FAX のやりとりについては、個人の携帯電話等は使用せず、事務連絡等の必要最小限度に止めるものとする。また、その内容については、上司に報告することとする。
- (5) 事業者の代理人との面会については、当該事業者の社員に同席する場合を除き、行わない。
- (6) 担当職員は、異動等により、担当職員でなくなった場合であっても、職務上知り得た情報等について、漏洩してはならない。
- (7) 担当職員の職務執行に当たっては、愛知県職員倫理規程を順守する。

4 その他

本指針は、今後の調査事業の進捗に応じて、見直しを行う。

附則

- (1) 本指針は、2019年12月20日から適用する。
- (2) 本指針は、2020年12月18日から適用する。
- (3) 本指針は、2026年4月1日から適用する。